

多湖・岩田・田村法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 田村裕一郎 弁護士 染谷裕大

連載 第3回 当直・宿直の労働時間性(医師)

病院における医師の働き方の特殊な点として、当直・宿直・日直（以下、宿日直）があるという点が挙げられます。宿日直は後述するとおり、一定の許可基準を満たした場合、断続的労働として労基法の労働時間規制の適用除外（例えば、法定時間外労働の割増賃金等の支払いが不要となる）とすることができます。ただし、宿日直といっても、頻繁に対応が求められる場合とほとんど対応が不要な場合など実態はさまざまであり、「医師の働き方改革に関する検討会 中間的な論点整理」でも基準自体の見直しや新たな取り扱いの検討に関する意見が挙がっています。

1 断続的労働

(1) 断続的労働とは

断続的労働とは、手待時間（実作業には従事しておらず、使用者の指示を受けて業務のために待機している時間）が多く、実作業が間欠的にしか行われない労働をいいます。断続的労働は労働密度が薄く、精神的・肉体的負担も小さいことから、行政庁の許可を受けた場合、労働時間規制の適用が除外されます（ただし、深夜労働については適用除外にならず、割増賃金の支払いが必要となる点に注意が必要¹⁾）。

一般的な具体例としては、(手待時間の多い) 寮母、役員専属自動車運転手、(精神的

緊張等の少ない) 警備員などがあります。

断続的労働の中でも宿日直については特別の許可手続きがあり、その中でも医師、看護師等の宿日直については、通達で別途許可基準が定められています。

(2) 医師、看護師の宿日直の許可基準

医師、看護師の宿日直の許可基準の概要は別表のとおりであり、一般的許可基準に加え、業務内容などについて定められています²⁾。

(3) 医師の宿日直について

実務上、医師の宿日直において許可基準をすべて満たすことはそれほど容易ではないと考えられます³⁾。

「医師の働き方改革に関する検討会 中

別表 医師、看護師の宿日直の許可基準

【一般的許可基準】

- (1) 勤務の態様
 - ・常態としてほとんど労働する必要のない勤務
 - ・原則として、通常の労働の継続は許可しない
- (2) 宿日直手当
 - ・1日または1回につき、宿日直勤務を行う者に支払われる賃金の1日平均額の3分の1以上
- (3) 宿日直の回数
 - ・宿直については週1回、日直については月1回を限度
- (4) その他
 - ・宿直については、相当の睡眠設備の設置

【医師、看護師等の宿日直の許可基準（一般的基準の取扱い細目）】

- (1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
- (2) 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務以外に、病院の定時巡回、異常事態の報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温等、特殊の措置を必要としない軽度の、または短時間の業務に限ること。（応急患者の診療または入院、患者の死亡、出産等があり、昼間と同態様の労働に従事することが常態であるようなものは許可しない）
- (3) 夜間に十分睡眠が取り得ること。
- (4) 許可を得て宿直を行う場合に、(2)のカッコ内のような労働がまれにあってても許可を取り消さないが、その時間については労働基準法第33条、第36条による時間外労働の手続きを行い、同法第37条の割増賃金を支払うこと。

間的な論点整理」においても、上記許可基準に照らすと、現在現場で行われている宿日直のほとんどがこれに該当しない可能性があるとの指摘もあるところです。

2 医師の宿日直に関するルール（一例）

本書式（55ページ）は、医師の宿日直の取り扱いを明らかにするための周知文の一例です。宿日直が断続的労働としての許可を得ていることを前提としています。

まず、宿日直においては、基本的には待機をすることとなるため、それを明確に記載しています。

また、本書式は、医師が、宿日直におい

て急患や入院患者急変等への対応、経過確認等の対応をすることを明記しています。ただし、宿日直の許可基準を満たすためには、急患や入院患者急変等への対応の頻度がまれであって、宿日直中に十分に仮眠時間を取ることのできるものである必要があります。

運用実態として、急患や入院患者急変等への対応等が頻繁に生じる場合や、仮眠時間が十分に取れない場合等には、本書式のようなルールを作成したとしても、宿日直の許可基準を満たさないと考えられます。その場合には、宿日直を断続的労働として扱うのではなく、通常の労働時間として扱う（例えば、日勤と同様の業務をすることを

3) 宿日直が断続的労働に当たらないとされた裁判例として、奈良県（医師時間外手当）事件（大阪高判平成22年11月16日）があります。